

## 西村大臣記者会見要旨

令和2年7月18日（土）15時51分～16時11分（20分）

（於：中央合同庁舎第8号館1階S101・103会見室）

（大臣冒頭発言）明日なのですが、兵庫県への出張を予定しております。兵庫県知事との意見交換、それから経済界との意見交換、それとスーパーコンピュータ「富岳」を視察して、様々な飛沫感染のシミュレーションをやっていますし、また、もう公表されていますけれども、有効な治療薬についての解析を行っていますので、そうしたことの視察を考えています。

あわせて、全自動で行うPCR検査を、ロボットを川崎重工と医療メーカーのシスメックスが開発しておりますので、そうしたものを視察する予定であります。また、医師会と意見交換も予定をしております。

ただ、少し足元の状況がありますので、今夜、そうした明日の状況で行くかどうかを決めたいと思っております。兵庫県でも感染者の数が増えておりますので、現地での対応に迷惑がかからないかどうかを最終的に判断したいと考えています。現地ともよく相談をして決めたいと思っております。

私からは以上です。

（問）昨日、1都3県との知事さんと会談されたわけですがけれども、その内容についてどういった話がされたのか、24条9項の要請については、知事さんはどういう受け止めだったのか。あわせて「G・O・T・ラベル」についても、何か知事さんから反応があったのか、その辺について教えてください。お願いします。

（大臣）まず、1都3県の4知事と意見交換を行いました。一つには足元のそれぞれの県の感染状況など情報共有を行ったこと。それから、24条9項に基づく要請について、分科会での議論を含めて私からお話をし、そして、そのことについては1都3県でまとまって共同メッセージということでも出されました。これが、ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店、それから酒類の提供を行う飲食店の利用は避けるという要請。それから、それぞれの都県で守っている所にはステッカーや取組書、チェックリスト、宣誓書などを貼ってあるということで、

それを目印にガイドライン、いわゆる感染防止策の指針ですけれども、これを守っていないお店の利用は控えるように、避けるようにという要請。それから事業者向けには、こういったガイドラインについて、接待を伴う飲食店とその他お酒を提供する飲食店について、ガイドラインを徹底するように要請を行うということで、1都3県がまとまって対応するということになりました。

この辺りは1都3県が連携して、足並みをそろえて対応していただけるということで、このことは歓迎したいと思いますし、引き続き国とも、私どもとも連携をして対応をしていければと思っています。

それから、「Goto」については様々混乱もあるということで、よく丁寧に説明をしてほしいというお話がございましたので、私から赤羽交通国交大臣にもお伝えをしまして、いろいろな事例があるようですのでそうしたことについて整理をして、しっかりと丁寧に説明するというところで聞いておりますので、国交省において今、整理がなされているものと思いますし、国民の皆様にも、あるいは都民の皆様にも丁寧に説明をしてもらえればと考えています。

それから、営業停止など強い措置がとれることをぜひ検討してほしいということのお話もございました。大きく2つあるのですが、1つはこの特措法については、法体系全体が非常に緩やかな法体系になっております。その中で緊急事態宣言の前はさらに緩やかで、緊急事態宣言の後であっても45条に基づく要請、指示、公表というところまでの法体系になっております。緊急事態宣言前は、この24条9項の一般的な要請ということでございます。

ただ、この24条9項については、個別店舗への要請もできるということで法制局と確認をいたしましたので、このことは知事にもお伝えをしたところでありますが、さらに営業停止などの強い措置がとれないかということで御提案、御要請がありました。

今、申し上げたような法体系でありますので、緊急事態宣言の前により強い措置をとる、これはなかなか法体系の中では厳しいと思いますけれども、しかし、まん延を防止していくために何かできないのかというのは私もずっと問題意識を持ってきたところでありますので、法制局としっかりと急ぎ詰めていき

たいと考えています。法体系全体を見直すとなればかなり大きな作業になりますので、短時間でできる話ではなくなりますが、何かできないのか法制局ともよく議論したいと思えます。

あわせて、2点目ですけれども、感染症法や建築物衛生法など、既存の法律の中でも様々な措置がとれることになっていきます。感染症法でも、建物への立ち入り制限であるとか、その地域のある建物に行く、その周辺の交通を遮断するとか、こういった措置もとれることになっています。あるいは、感染者の就業制限であるとか、様々な措置がとれますので、これをより実効性がある形でできないのか。

あるいは建築物衛生法、これは換気をもう一つの基準として見ることになっていきますので、換気の悪い建物、施設について何か措置がとれないのか、こういったこと、これはいずれも厚生労働省の所管でありますので、厚生労働省とも急ぎ検討したいと。厚生労働省に検討を促しながら、また法制局とも何かできないのか、連携して対応していきたいと考えています。こうした旨をお伝えしたところであります。

（問）今日の東京の感染者は290人だという報道がありましたけれども、やはりだんだん伸びているということになるのだと思います。それと、各地の県でも少しずつ感染がまた出てきているという状況もあると思うのですが、まずこの状況についてどういうふうに関、分析されていらっしゃるかについてお願いします。

（大臣）まず、290名ということで総数だけ報告を受けています。ただ、ちょっと詳細はまだ伺っておりませんので、報告を受けた上で分析を急ぎたいと思えますが、昨日の293名、あるいは一昨日286名と非常に高い水準で推移をしていますので、非常に危機感を強めているところであります。

その上で全国の感染者の数も高い水準で推移をしておりますが、重症者の数は2日前、7月15日が全国で41名。これが昨日の段階で39名ということでありますので、今の段階、直ちに何か重症者が増えているということではないわけですが、当然、感染者の数が増えていけば入院される方も増えてきていますので、医療提供体制をしっかりとやらなきゃいけないと思っています。

東京都でも、つい数日前まで7名ということで聞いていまし

たけれども、昨日は重症者の方は10名と聞いておりますので、やはり命をお守りするということ、医療提供体制を万全を期していかなきゃいけないと考えています。

あわせて、こうした状況でありますので、先ほどの質問とも関連しますけれども、埼玉県知事から「8月1日以降のイベントについてどう対応するのか」という質問もありました。大規模イベントでの感染は非常に限定的だとは理解していますが、他方、小さな劇場、例のモリエールをはじめ全国でもそうした感染が認められるものがありますので、イベントについてはエビデンスに基づいて、明日視察をする予定の「富岳」などでも様々な分析が行われていますから、感染状況そしてエビデンスに基づいたガイドラインというものを、しっかり考えていかなきゃいけないとは思っています。

ただ、足下の感染が非常に高い水準で推移している中で、大規模イベントを緩和すれば当然その分、人の移動が起こることになります。埼玉県でもさいたまアリーナをはじめ様々なイベントについて、今は2分の1で5,000人というのがありますけれども、この5,000人を外してしまうと、大規模会場であると1万人2万人という規模でできるようになりますので、当然、東京からの移動も含めて、人が動くことになりますので、こうしたことを考えると、基本的には慎重に考えなきゃいけないと思っています。いずれにしても、このことについても近いうちに分科会を開くなりして、専門家の皆さんの意見を聞いて判断をしていきたいと思っています。基本的には慎重に考えなきゃいけないと思っています。

（問）雑誌向けの質問をさせていただきます。水曜日に西の横綱の吉村さんと、いわゆる提案書を持ってこられました。冒頭から5分ぐらい御持論をとうとうと言われて、やっぱりこの人は人気が出るなという感じがしたんですが、どういう感想を持たれたかと。やっぱり提案の内容も弁護士らしく、ここにありますけれども、「地域の実情に応じた有効な対策を取れるように特措法を改正してほしい」とおっしゃっていました。実は昨日の小池さんも、未来に備えてやはり地域の実情に応じたことをやるために、何とか特措法を変えてほしいと。そこは足並みをそろえて言っているんですが、大臣もその方向だと思えます。既に事務的に特措法の改正について下準備というんでしょうか、

準備が進んでいるというか、準備までいかないかもしれませんが、何がしか既にそういう頭の体操を始めていると見てよろしいのでしょうか。

(大臣) まず吉村知事が来られて、大阪の現状とそして分析、さらには大きく2つの提案がなされました。一つは御指摘のよ  
うに、この特措法を含めた法体系全体を強制力を持ったものに  
しなきゃいけないと、先ほど申し上げたような要請をされまし  
た。もう一つはイベントについての要請ということで、2点と  
も今お答え申し上げたとおりですけれども、それぞれの知事が  
リーダーシップを発揮されてきた結果、緊急事態宣言を解除で  
きるまでに収束をさせてこれたものと思っておりますので、それ  
ぞれの知事のリーダーシップに改めて敬意を表したいと思いま  
す。

そしてその後も連日のように、吉村知事や小池知事をはじめ  
として連絡を取り合っています。特にこの何日かはそれぞれに  
危機感を強められています。共通の思いは、緊急事態宣言を出  
したときと同じような対応しかできないのかと。むしろこれを  
経験したわけですから、何か対策を進化させていけないのかと。  
この思いが皆さん強いと思います。私自身も何とか緊急事態宣  
言で、あのときのように国民の皆さんに同じような自粛を、あ  
るいは休業要請を出さないで済むようにぜひ対応をしたいと。  
もちろん国民の皆さんの命を守るために必要となれば、これは  
出さざるを得ない状況も当然考えられるわけですが、そうなら  
ないようにこの経験を生かして、進化させていけないのかとい  
うことを、ずっとこの間考えてきています。

その1つが、スーパーコンピューターや人工知能の英知を結  
集してできないのかということでもありますし、それから専門  
家の皆さんと日々意見交換をする中で、まさにメリハリのきい  
た、そしてピンポイントでやっていくことが大事ではないかと  
いう、そういった御意見もいただいています。1都3県でそれ  
ぞれに要請を出していただくことになりました。バー、クラブ  
などの接待を伴う飲食店と、いわゆるお酒を出す飲食店、ここ  
での感染が増えているということでもあります。バー、クラブな  
ど接待を伴う飲食店の対策は、新宿区長をはじめ先頭に立って  
やっていただいています。幅広くPCR検査を受けていただい  
て、その範囲で抑え込んでいくという対応を取ってきています。

他方、お酒を出す飲食店ではどうしても飲み会やコンパやあ

るいは会食で、これはビジネスマンの会食もそうです。若い人のコンパや飲み会だけではなくて、感染が出ています。新しい日常の中でそうした対応を考えていかなきゃいけないにもかかわらず、残念ながら昔の日常に戻ってしまっている面があります。このウイルスは当面ゼロにすることはできませんので、どこに潜んでいるかわかりません。1億3,000万人全員が一遍にPCR検査を受けて、隔離をするということはできませんので、どこかに潜んでいるということ的前提に、ゼロにはできないということ的前提に新しい生活様式、新しい日常の中で経済活動、社会活動を行っていかなきゃいけないということです。

したがってマスクをし、距離を取って、場合によってはアクリル板を置くとかフェイスガードをするとか、様々な感染防止策を取りながら、経済社会活動を行っていくということでありまますので、そこをやらないと感染は広がってしまいます。昔の日常に戻ってはいけません。戻れないんです。新しい日常、新しい生活様式のもとで経済社会活動を広げていかなきゃいけないということでもあります。そのことを昨日も1都3県の知事と確認して、こうした連携して取り組むという姿勢を示していただいておりますので、引き続きそれぞれの知事とは連携を取っていきたいと思っております。

その上で特措法の課題については、これまで国会でも様々な御指摘をいただいておりますし、この場でも御指摘をいただいております。知事会からも要請をいただいております。論点を整理して、法制局と随時議論を行ってきています。当然、知事会の皆さんとも事務的なやりとりをしながら進めてきています。法体系全体を変えらなければ時間がかかることになると思いますけれども、何かできないのか、引き続きこれは考えていきたいと思っております。その一つが24条9項の解釈で、個別店舗にもそうした要請が出せるところは法制局に確認をして、できるということを確認できましたので、このことは知事会にもお伝えしているところでもありますし、昨日1都3県の知事にもお伝えしたところです。

あわせて感染症法や建築物衛生法や、何かほかの法律でできることはないのか。他省庁の所管の法律であっても、連携して対応できることはないのか。何かできないのか。これをぜひ急いで模索していきたくて考えています。ありがとうございました。

